

令和 6 年 6 月 8 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01309

研究課題名（和文）狂信なき祖国愛の醸成：ルソーの政治思想における制度と市民の形成

研究課題名（英文）Patriotism without Fanaticism: the Civil Institutions and the Formation of Citizens in Rousseau's Political Thought

研究代表者

関口 佐紀（SEKIGUCHI, Saki）

早稲田大学・政治経済学術院・その他（招聘研究員）

研究者番号：10880403

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題は、ジャン＝ジャック・ルソーを中心とした18世紀フランスの政治思想について、主権の担い手である人民の形成にとって宗教がどのような関与・役割を持ちうるかと考えられていたかを分析し、共和国にとってナショナルな要素がいかなる意味を持つかを考察した。これにより、18世紀フランスの共和主義のもとでは、気候や風土、歴史や習俗といった各民族に固有の要素は自由と平等という共和国の目標を実現するための政治制度構築のために考慮されること、そして宗教的な感情は祖国と人民との紐帯や祖国愛を支える活力とみなされるが、他民族や他国に対する排他性と結びつく信念は狂信として忌避されることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来、ルソーの『ポーランド統治考』は、大国からの侵略・弊害に対抗するポーランドが共和国として独立を維持するための制度案を提供する点において、18世紀におけるナショナリズムの先駆けとみなされてきた。これに対し、本研究はルソーのテキストにおける「ナショナル」な要素の意義を分析しつつ、それらが共和国の目標である自由と平等の実現にとって重視されることを明らかにし、ナショナリズム論におけるルソーの評価を精緻化した。また、『社会契約論』で示された政治的な原理が各国家のナショナルな要素に応じて修正される筋道を詳らかにすることで、18世紀フランスの政治思想解釈に新たな視座を提供した。

研究成果の概要（英文）：This research project, which analyzed the political thought of 18th century France, especially the political thought of Jean-Jacques Rousseau, clarified the role of religion in the formation of the sovereign citizens and considered how national elements work in the modern republic. It has shown that in the 18th century French republicanism, the national character which is composed of climate, natural condition, history, and customs, were considered necessary elements to arrange the political institutions in order to realize liberty and equality. It has also elucidated that religious sentiments were seen as the force that sustained the love of country as well as the ties between the citizens and their fatherland, and that the belief which is associated with exclusiveness toward other countries or other peoples is avoided as fanaticism.

研究分野：政治思想史

キーワード：ナショナリズム 狂信 ルソー 宗教 共和主義 祖国愛

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、18世紀フランスの思想家ジャン＝ジャック・ルソー(1712-1778)の政治的テキストの分析を行い、とくに『社会契約論』第4篇第8章で示された市民宗教の教説に着目しつつ、市民を狂信に陥らせることなしに祖国愛を醸成するメカニズムを明らかにすることを旨とするものである。

グローバル市場の発展とそれに伴う経済格差の拡大、EU統合や離脱、各地域に見られる極右勢力の進出といった政治情勢を反映し、近年、特定の国家に対する帰属意識や祖国愛の意義が問い直されている。近代における主権国家の台頭とともに、単一の言語や宗教に基づく民族的・文化的な統一を目指すナショナリズムが加速するが、こうした歴史的な文脈の中で、ルソーの思想は排他的な祖国愛の醸成による国民形成の理論的起源とみなされる傾向にある。とくに、ロシアなどの大国による侵略・併合の危機に瀕していたポーランドにとって共和国としての独立を維持するために必要な制度改革を提案するために執筆された『ポーランド統治考』は、一族の独立を支えるナショナリズムの淵源と理解されてきた。先行研究においては、祖国愛やナショナリズムをめぐる思想史研究の観点から、ルソーの理論は自己とネイションの同一視を国家の再興に結び付ける理論の先駆けと評価されたり(Anthony D. Smith, *Nationalism*, Polity Press, 2010)、他国との戦争を容認する排他的なナショナリズムの理論的裏付けと位置づけられたりしている(Charles Jones and Richard Vernon, *Patriotism*, Polity Press, 2018)。また、とくにルソーが『社会契約論』で「純粹に市民的な信仰告白」である市民宗教の必要性を主張した点に関しては、国家の神聖化により祖国愛と宗教的心情とを結びつけたものであると指摘されてきた(将基面貴『愛国の構造』、岩波書店、2019年)。

ルソーが『社会契約論』において確立したのは、互いに平等かつ自由な諸個人の間で結ばれる契約によって政治的共同体が成立する理論と政治的決定における人民主権の原理であった。しかるに、同書の最後から2番目の章で人間と宗教の歴史を叙述したルソーは、政治的な目的を妨げるという理由から既存の宗教を批判し、国家にとっては「市民宗教(*religion civile*)」が必要であると説いた。その信仰簡条を定める権限が主権者に属する市民宗教は、宗教的な教義であるよりもむしろ、それによって市民が自らの義務を愛するようになる「社会性の感情」と規定される。同書で政治的共同体の設立を神聖な権威によらず世俗的な契約から説明したにもかかわらず、ルソーが「社会契約および法律の神聖性」を教義として掲げる市民宗教に国家と市民との紐帯を求めたことは、宗教が政治に及ぼす影響を考慮しつつ個人を市民としての義務に従わせようとする立法の困難さ、感情に訴えない理性的な手段による国家への愛着の維持の困難さを物語っている。

## 2. 研究の目的

『社会契約論』とそこで示された市民宗教をめぐる如上の背景を踏まえ、本研究課題の核心をなす学術的な問いは、市民宗教はどのようにして政治的な目的の実現を妨げる宗教的情念を克服しつつ、祖国愛をもつ市民を形成するののかという点に存する。とくに、ルソーが既存の宗教を批判したにもかかわらず、国家に必要な信仰として市民宗教を提示していることに関して、かれが批判したのは宗教のどのような影響であるのか、また宗教はどのようにして市民の感情に働きかけるのかを考察しなくてはならない。したがって、本研究課題が取り組む学術的な問いを分節化すれば、以下の3点から構成される。

【問い】ルソーが市民宗教によって解決しようとした問題は何であるか。

【問い】政治にとって弊害であるような宗教的情念はどのように克服されるか。

【問い】市民の祖国愛はどのように醸成されるのか。

本研究は上記の問いに回答する作業を通じて、市民宗教が各人に働きかける精神的・心理的メカニズムを解明し、能動的で主体的な市民が形成される過程の精緻化を目指すものである。そこで、本研究の主たる目的は、上記の問いに対応する以下の仮説を論証することにある。

【仮説】ルソーは人民における隷従や排他性への傾向を狂信(*fanatisme*)として批判し、それが自由や人民の主権といった政治制度の目的を妨げると考えた。

【仮説】市民宗教は信仰簡条の決定と遵守の過程を通じて人民の隷従を克服する。

【仮説】祖国愛は、自由と平等、市民の政治参加を実現する政治制度の構築によって、市民が自らの状態に満足することで醸成され、それは排他的な感情ではない。

## 3. 研究の方法

本研究はルソーを中心とする18世紀フランスの思想家のテキストを分析対象とする。とくに本研究は「狂信」の語が18世紀フランスのテキストにおいてどのような意味で用いられているかに着目し、政治と宗教の関係をめぐる議論における争点を整理することを目指す。このとき、ルソーによる他の思想家への批判や思想家間で交わされる書簡を手がかりとして、ルソーの議論を18世紀フランスにおける論争・対話の文脈に位置づけることで、『社会契約論』や『ポーラ

『ポロランド統治考』執筆の背景にあるルソーの問題意識を精緻化しつつ、かれの模索した解決策を再構成する。

以上のような研究目的・方法に則り、本研究はフランスおよびスイスで一次資料および二次文献の収集を行い、『ポロランド統治考』の異本の比較を中心としてテキストの分析・解釈を遂行した。

#### 4. 研究成果

本研究によって得られた成果について、上記2で提示した3つの問いに即して記述する。

##### (1) ルソーが市民宗教によって解決しようとした問題について

まず本研究は『社会契約論』第4篇第8章「市民宗教について」およびその草稿を分析し、ルソーが人間の社会と宗教の歴史のうちに剔抉した「不寛容」と「狂信」について、それらがどのような点で社会にとって有害であるのかを考察した。まず「不寛容」については、古代の宗教においては異なる宗教を信奉する他民族に対する排他性や攻撃性の原因として「不寛容」の問題が認識され、近代においては同じ宗教のもとでも異なる宗派や意見のあいだに対立をもたらす原因として問題視される。つまり「不寛容」は、それが他者への加害や社会における分断の原因として有害とみなされるのである。さらにルソーは、近代に発展した寛容をめざす議論や政策について、それが神学的な不寛容と市民的な不寛容とを区別することで、ある一定の信仰を抱く人々に対して政治的な権利を認めつつも神学的な領域における不寛容の問題を未解決のまま暫定的な解決を図るものであることを問題視し、神学的な領域と政治的な領域とで区別することなく寛容を認めることの必要性を指摘した。

また、「狂信」について、18世紀フランスにおいてそれは極端な信仰が行動に移された結果として他者への加害や公共物の破壊に至る現象であると理解されてきた。これに対し本研究は、ルソーが極端な信仰や行動を煽動する人々のうちに「狂信」を見出すのではなく、むしろそのような煽動者の言説を吟味することなくかれらに付き従う人々のうちに「狂信」を見出すことを明らかにした。そしてこうした「狂信者」に見られる服従の傾向は、主権者である市民ひとりひとりが自らの意志にもとづいて政治的な決定を行うことを想定するルソーの社会契約の論理にとって、克服されるべき弊害であることを考察した。

以上の研究成果は、学術論文「啓蒙における不寛容の問題と寛容論 18世紀フランスの議論を中心として」(和田泰一・高山裕二編『政治思想と啓蒙』、ナカニシヤ出版、2023年、60-88頁)に反映されている。

##### (2) 政治にとって弊害であるような宗教的情念の克服方法について

つぎに本研究は、上記(1)で明らかになった不寛容や狂信の問題点、すなわち排他性の感情や服従への傾向を克服するために、ルソーがどのような解決策を想定しているかを考察した。

この点に関してはとくに『ポロランド統治考』のテキスト分析を中心に進め、ルソーがポロランドに提案する諸制度と現実的な問題との関連性を検討し、とくに制度として国制の一部を構成する宗教がいかにして宗教的情念の有害な効果を克服しつつ、主体的な人民の形成に作用するかを明らかにした。従来の研究では、宗教は人民の心を国家の事柄へと結びつけることに寄与し、教育や習俗と同様に人民の内面に作用する制度として位置づけられてきた(Bruno Bernardi, *La fabrique des concepts : recherches sur l'invention conceptuelle chez Rousseau*, Paris, Honoré Champion, 2006)。これに対し、本研究は公共的な空間で実施される儀式をとおして人々の行為が規制され、共和国の人民にとって相応しい振る舞いすなわち外面的行為が身に着けられていく重要性を指摘した。

また、『ポロランド統治考』でルソーが宗教の有用性を活用した古代の立法者の叡智を高く評価しているにもかかわらず、ポロランドにおける制度として市民宗教を導入する可能性については論じない点に関して考察を行った。ルソーがポロランドに市民宗教を導入しない理由について、従来の研究では、ポロランドのカトリック信仰が『社会契約論』第4篇第8章で展開されたキリスト教批判と衝突する点が指摘されてきた(Florent Guénard, *Rousseau et le travail de la convenance*, Paris, Honoré Champion, 2004)。たしかにルソーは、キリスト教が隷従を説く宗教であり、現世の事柄よりも彼岸の事柄を重視するため、祖国や公共的な事柄への熱心な参与を要求する共和国の目的にとって弊害となりうることを指摘している。これまでの通説では、カトリックが支配的なポロランドにおいては、『社会契約論』で展開されたキリスト教批判、そしてその弊害を克服した市民宗教の教説を適用することは混乱を招くため、ルソーがポロランド側に配慮して市民宗教には触れなかったと理解されてきた。本研究は、むしろルソーがポロランドの伝統的なカトリック信仰のうちに祖国愛の淵源を見出し、下院議会を構成する中小貴族の信仰と祖国愛とが結びついてロシアに対する抵抗運動を支えた点を高く評価している点に基づき、ポロランドの伝統的な信仰においてはキリスト教の欠点が克服されていることを論証した。以上の点において、本研究はルソーの政治思想を18世紀における時代的・歴史的コンテクストに位置づけて解釈する方策を示し、とくに政治と宗教の関係について、政治理論が現実的な諸条件に即して修正・適用される道筋を詳らかにした。

これらの研究成果については、博士号取得のための学位論文の一部に反映され、2024年度中に早稲田大学へ提出される予定である。とくにルソーが古代のテキストから得た教訓を近代の

歴史的コンテキストと照らしつつ自らの政治的な思索へと応用している点については、“The Interpretation of Tacitus in Eighteenth-Century Republicanism: on the French and English Connection around Rousseau”のタイトルで国際18世紀学会2023年研究大会（イタリア・ローマ、サピエンツァ大学）にて口頭発表を行った。

### （3）祖国愛の醸成メカニズムについて

（2）までの研究において、本研究はルソーが『社会契約論』第4篇第8章を執筆した背景には不寛容や狂信への問題意識があったこと、それらが惹起する他者への排他性や隷従への傾向を克服しつつ祖国への愛着を育むような工夫が政治制度には必要であることを論じた。そこでさいごに本研究は、ルソーが設計する共和国の政治制度には、互いに自由かつ平等であり主体的に政治的決定に参加する市民を形成しつつかれらのうちに祖国愛を醸成する役割が託されており、さらにそのような政治制度をとおして醸成される祖国愛は他民族や他国に対する排他性や攻撃性とは無縁であることを分析した。

先行研究においては、公教育や祭典をとおして市民は個人の利益よりも共同体の利益を意識するようになり、かれらのうちに祖国愛が育まれることが指摘されてきた(Sylvie Lelievre-Botton, *Droit du sol, droit du sang : patriotisme et sentiment national chez Rousseau*, Paris, Ellipses, 1996.)。これに対し、本研究は経済システムに着目して祖国愛の醸成メカニズムを検討した。『ポーランド統治考』で提案されたようなポーランドの人民のナショナルな要素を考慮して設計された経済システムは、人民のうちに自由と平等を実現し、人民はそのような制度に参加することで自由と法とを愛するようになり、祖国愛に支えられた政治的主体としての振る舞いを身に付けていく。こうした分析は、祖国愛の醸成機能を教育制度や祭典に求めてきた一連の先行研究に対し、経済システムを通じた自由と平等の実現という観点から人民の祖国愛が醸成される過程を明らかにした点で、新たな視座を提供したといえる。これらの研究成果については、海外ジャーナルへ投稿するために英文での論文を準備中である。

また本研究は、ルソーが共和国の政治制度を設計する際に風土や地理といった自然的・物理的条件、生活様式や習俗といった精神的・社会的条件を考慮することを分析し、『社会契約論』で論じられた政治的な原理が『ポーランド統治考』ではポーランドに固有のナショナルな条件に適合するように修正されたうえで政治制度に反映されることを明らかにした。この点に関して、立法と習俗の関係について考察し、市民にとって相応しい振る舞いを判断するための装置としての近代国家における監察の意義と可能性を検討した。この成果をまとめた学術論文「ルソーの政治思想における監察の理念と実践」は、『日本18世紀学会年報』第38号(2023年、12-26頁)に掲載された(査読あり)。またとくに軍事制度について、ルソーはポーランドの歴史や地理的な特殊性を考慮したうえで、民兵によって構成される歩兵と貴族によって構成される騎兵団の導入を推奨し、侵略のためではなく国家の防衛のために軍事システムを構築することの重要性を説いた。このような研究成果は、論文「ルソーにおける共和国の軍事システムと古代ローマ史」(小谷英夫・網谷壮介・飯田賢穂・上村剛編著『歴史を書くとはどういうことか 初期近代ヨーロッパの歴史叙述』、勁草書房、2023年、223-248頁)として発表された。

上記(1)～(3)の研究をつうじて、本研究はルソーが宗教的な感情に起因する社会的な弊害を問題視し、それらを克服しつつ共和国への忠誠心を育むような政治制度を構想していることを明らかにした。これらの研究成果は、18世紀フランスの政治思想研究の発展に寄与するのみならず、宗教と政治の関係や共和国の防衛とナショナリズムといった現代的な諸問題を考察する際にも歴史から学び得た教訓をもたらすものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 関口佐紀	4. 巻 32
2. 論文標題 共和国における国民の形成とナショナルな制度 ルソーの公教育思想を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『政治哲学』	6. 最初と最後の頁 43-60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 関口佐紀	4. 巻 38
2. 論文標題 「ルソーの政治思想における監察の理念と実践」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『日本18世紀学会年報』	6. 最初と最後の頁 12-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 1件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 関口佐紀
2. 発表標題 近代フランスにおけるタキトゥス受容の意義
3. 学会等名 東京大学社会科学研究所「社会科学のメソドロジー」第7回研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 関口佐紀
2. 発表標題 「18世紀フランス政治思想におけるアリストテレスの受容と批判 ルソーの政治思想を中心に」
3. 学会等名 社会思想史学会第46回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 関口佐紀
2. 発表標題 「共和国における国民の形成とナショナルな制度 ルソーの公教育思想を中心に」
3. 学会等名 第44回政治哲学研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Saki SEKIGUCHI
2. 発表標題 La problematique du fanatisme et la philosophie politique au XVIIIe siecle
3. 学会等名 13e conference academique de jeunes chercheurs dans le cadre du Centre d'etudes Multiculturelles de la Maison du Japon
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Saki SEKIGUCHI
2. 発表標題 The Interpretation of Tacitus in Eighteenth-Century Republicanism: on the French and English Connection around Rousseau
3. 学会等名 16th International Congress for Eighteenth-Century Studies (国際学会)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 関口佐紀「啓蒙における不寛容の問題と寛容論 18世紀フランスの議論を中心として」	4. 発行年 2023年
2. 出版社 ナカニシヤ出版	5. 総ページ数 228
3. 書名 和田泰一・高山裕二編『政治思想と啓蒙』	

1. 著者名 関口佐紀「ルソーにおける共和国の軍事システムと古代ローマ史」	4. 発行年 2023年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 304
3. 書名 小谷英夫・網谷壮介・飯田賢穂・上村剛編著『歴史を書くとはどういうことか 初期近代ヨーロッパの歴史叙述』	

1. 著者名 関口佐紀「政治思想における過去の受容と継承 近代フランスにおけるタキトゥス受容の意義」	4. 発行年 2024年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 260
3. 書名 『政治哲学者は何を考えているのか？ メソドロジーをめぐる対話』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------